

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年5月2日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 支出について 検視等検案謝金について、支払額に誤りがあった。（東かがわ警察署）	ア 支出について 直ちに戻入を行った。今後は、提出された報告書等の内容を十分に確認後、支出を行うとともに、複数の職員による確認を徹底する。